

結城市観光ボランティアガイド協会規約

(名称)

第1条 本会は、結城市観光ボランティアガイド協会と称する。(愛称：結城まち案内人)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を観光物産センター内に置く。

(趣旨)

第3条 本会は、結城市の歴史、文化及び産業等のガイド活動のほか、各種事業への協力を通じ、本市を内外に広くPRし、イメージアップを図ることを目的とする。ガイド活動にあたっては、ボランティアを旨とし、また会員相互の親睦と資質の向上に努める。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 市内観光者へのガイド活動
- 2 結城市との委託契約による観光物産センターの管理運営
- 3 市及び観光協会の主催する観光事業への協力と参加
- 4 本会の実施する自主事業
- 5 歴史、文化及び産業についての学習会及び研修会の開催
- 6 その他本会の目的達成に必要な事業

(会員及び組織)

第5条 会員及び組織について、次のとおりとする。

- 1 本会の会員は、第3条及び第4条に賛同する者で組織する。
- 2 本会は活動の円滑化のため班を置き、会員は班に所属する。班は幹事が総括し、班の編成は役員改選時の総会で決める。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 1 名
- 3 幹 事 若干名
- 4 会 計 1 名
- 5 監 事 1 名

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員を選出、任期及び欠員の補充)

第8条 役員を選出、任期及び欠員の補充については、次のとおりとする。

- 1 役員は総会で選出し、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 任期中に欠員が生じた場合は、役員会で後任を推薦し定例会で選出する。なお、任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 幹事は、本会の運営、事業について調整事務、班の総括を行う。
- 4 会計は、本会の会計事務を行う。
- 5 監事は、本会の会計監査を行う。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び定例会とする。

- 1 会議は会長が招集し、会議の議長は会長又は会長が指名した者が務める。
- 2 総会は年1回開催し、役員を選出、予算、決算、事業報告並びに計画、規約の改廃等の事項を決める。
- 3 役員会は、必要に応じて開催し、総会に付議する事項、本会の運営に必要な事項について決める。
- 4 総会及び役員会は、必要に応じて開催することができる。
- 5 定例会は原則として、毎月第3月曜日に開催し、本会の運営、活動に必要な事項について決める。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 1 会費は、1人につき年額1,000円とする。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決議)

第12条 会議の議事は出席者の過半数の同意により決議される。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(規約外事項)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営や活動に必要な事項は、役員会の同意を得て、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成10年4月25日から施行する。

付 則

この規約は、平成18年5月8日から施行する。(一部改正)

付 則

この規約は、平成22年5月10日から施行する。(一部改正)